

帯広市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 日

帯広市長 上 野 庸 介

帯広市条例第 25 号

帯広市手数料条例等の一部を改正する条例

(帯広市手数料条例の一部改正)

第 1 条 帯広市手数料条例（平成 12 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものに限る。以下同じ。）による申請には、適用しない。

別表第 3 の 4 の部中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に、「第 18 条第 21 項」を「第 18 条第 30 項」に改め、同表 4 の 2 の部中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改め、同表 4 の 3 の部中「第 18 条第 20 項」を「第 18 条第 29 項」に改め、同表 5 の部及び 6 の部中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に改め、同表 7 の部中「第 18 条第 24 項」を「第 18 条第 38 項」に改め、同表 8 の部、9 の部及び 16 の部中「42,000 円」を「45,000 円」に改め、同表 39 の 6 の部中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表 39 の 7 の部中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改め、同表 42 の部中「54,000 円」を「55,000 円」に、「116,000 円」を「117,000 円」に、「27,000 円」を「28,000 円」に、「181,000 円」を「183,000 円」に、「42,000 円」を「43,000 円」に、「358,000 円」を「362,000 円」に、「73,000 円」を「75,000 円」に、「638,000 円」を「644,000 円」に、「110,000 円」を「112,000 円」に、「1,103,000 円」を「1,114,000 円」に、「161,000 円」を「164,000 円」に、「2,045,000 円」を「2,066,000 円」に、「267,000 円」を「272,000 円」に、「2,934,000 円」を「2,964,000 円」に、「336,000 円」を「341,000 円」に、「3,587,000 円」を「3,624,000 円」に、「373,000 円」を「379,000 円」に、「72,000 円」を「77,000 円」に、「22,000 円」を「24,000 円」に、「160,000 円」を「171,000 円」に、「36,000 円」を「39,000 円」に、「252,000 円」を「268,000 円」に、「56,000 円」を「60,000 円」に、「498,000 円」を「530,000 円」に、「95,000 円」を「102,000 円」に、「892,000 円」を「947,000 円」に、「147,000 円」を「157,000 円」に、「1,545,000 円」を「1,641,000 円」に、「218,000 円」を「233,000 円」に、「2,870,000 円」を「3,047,000 円」に、「365,000 円」を「389,000 円」に、「4,122,000 円」を「4,378,000 円」に、「463,000

円」を「493,000 円」に、「5,056,000 円」を「5,368,000 円」に、「528,000 円」を「562,000 円」に改め、同表 43 の部中「72,000 円」を「77,000 円」に、「22,000 円」を「24,000 円」に、「160,000 円」を「171,000 円」に、「36,000 円」を「39,000 円」に、「252,000 円」を「268,000 円」に、「56,000 円」を「60,000 円」に、「498,000 円」を「530,000 円」に、「95,000 円」を「102,000 円」に、「892,000 円」を「947,000 円」に、「147,000 円」を「157,000 円」に、「1,545,000 円」を「1,641,000 円」に、「218,000 円」を「233,000 円」に、「2,870,000 円」を「3,047,000 円」に、「365,000 円」を「389,000 円」に、「4,122,000 円」を「4,378,000 円」に、「463,000 円」を「493,000 円」に、「5,056,000 円」を「5,368,000 円」に、「528,000 円」を「562,000 円」に改め、同表 44 の部中「33,000 円」を「34,000 円」に、「12,000 円」を「13,000 円」に、「69,000 円」を「70,000 円」に、「108,000 円」を「110,000 円」に、「32,000 円」を「33,000 円」に、「209,000 円」を「212,000 円」に、「53,000 円」を「55,000 円」に、「377,000 円」を「382,000 円」に、「86,000 円」を「88,000 円」に、「657,000 円」を「665,000 円」に、「135,000 円」を「138,000 円」に、「1,217,000 円」を「1,232,000 円」に、「223,000 円」を「228,000 円」に、「1,737,000 円」を「1,758,000 円」に、「279,000 円」を「285,000 円」に、「2,106,000 円」を「2,132,000 円」に、「301,000 円」を「307,000 円」に、「43,000 円」を「46,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に、「95,000 円」を「101,000 円」に、「27,000 円」を「29,000 円」に、「150,000 円」を「160,000 円」に、「289,000 円」を「308,000 円」に、「70,000 円」を「75,000 円」に、「523,000 円」を「556,000 円」に、「115,000 円」を「123,000 円」に、「914,000 円」を「972,000 円」に、「181,000 円」を「193,000 円」に、「1,694,000 円」を「1,800,000 円」に、「301,000 円」を「321,000 円」に、「2,422,000 円」を「2,575,000 円」に、「379,000 円」を「404,000 円」に、「2,952,000 円」を「3,138,000 円」に、「424,000 円」を「452,000 円」に改め、同表 44 の 2 の部中「43,000 円」を「46,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に、「95,000 円」を「101,000 円」に、「27,000 円」を「29,000 円」に、「150,000 円」を「160,000 円」に、「289,000 円」を「308,000 円」に、「70,000 円」を「75,000 円」に、「523,000 円」を「556,000 円」に、「115,000 円」を「123,000 円」に、「914,000 円」を「972,000 円」に、「181,000 円」を「193,000 円」に、「1,694,000 円」を「1,800,000 円」に、「301,000 円」を「321,000 円」に、「2,422,000 円」を「2,575,000 円」に、「379,000 円」を「404,000 円」に、「2,952,000 円」を「3,138,000 円」に、「424,000 円」を「452,000 円」に改め、同表 45 の部及び 46 の部中「1,800 円」を「2,000 円」に改め、同表 46 の 2 の部中「192,000 円」を「198,000 円」に改め、同表 47 の部(1)の款中「42,000 円」を「44,000 円」に、「8,700 円」を「9,000 円」に、「23,000 円」を「25,000 円」に改め、同

部(2)の款中「82,000 円」を「85,000 円」に、「14,000 円」を「15,000 円」に、「115,000 円」を「118,000 円」に、「22,000 円」を「23,000 円」に、「161,000 円」を「165,000 円」に、「35,000 円」を「36,000 円」に、「230,000 円」を「237,000 円」に、「56,000 円」を「58,000 円」に、「327,000 円」を「337,000 円」に、「96,000 円」を「100,000 円」に、「441,000 円」を「445,000 円」に、「149,000 円」を「156,000 円」に、「578,000 円」を「597,000 円」に、「189,000 円」を「198,000 円」に、「682,000 円」を「704,000 円」に、「205,000 円」を「210,000 円」に、「127,000 円」を「131,000 円」に、「29,000 円」を「30,000 円」に、「308,000 円」を「316,000 円」に、「78,000 円」を「80,000 円」に、「389,000 円」を「399,000 円」に、「121,000 円」を「124,000 円」に改め、同部(3)の款中「41,000 円」を「43,000 円」に、「14,000 円」を「15,000 円」に、「59,000 円」を「61,000 円」に、「22,000 円」を「23,000 円」に、「84,000 円」を「86,000 円」に、「35,000 円」を「36,000 円」に、「123,000 円」を「127,000 円」に、「56,000 円」を「58,000 円」に、「183,000 円」を「189,000 円」に、「96,000 円」を「100,000 円」に、「260,000 円」を「269,000 円」に、「149,000 円」を「156,000 円」に、「334,000 円」を「347,000 円」に、「189,000 円」を「198,000 円」に、「384,000 円」を「398,000 円」に、「205,000 円」を「215,000 円」に、「95,000 円」を「97,000 円」に、「29,000 円」を「30,000 円」に、「163,000 円」を「168,000 円」に、「78,000 円」を「80,000 円」に、「221,000 円」を「226,000 円」に、「121,000 円」を「124,000 円」に改め、同部(4)の款中「279,000 円」を「286,000 円」に、「345,000 円」を「354,000 円」に、「19,000 円」を「20,000 円」に、「439,000 円」を「451,000 円」に、「29,000 円」を「30,000 円」に、「615,000 円」を「631,000 円」に、「78,000 円」を「80,000 円」に、「746,000 円」を「765,000 円」に、「121,000 円」を「124,000 円」に、「876,000 円」を「899,000 円」に、「152,000 円」を「156,000 円」に、「995,000 円」を「1,021,000 円」に、「189,000 円」を「194,000 円」に、「108,000 円」を「116,000 円」に、「134,000 円」を「144,000 円」に、「171,000 円」を「184,000 円」に、「263,000 円」を「282,000 円」に、「334,000 円」を「358,000 円」に、「396,000 円」を「425,000 円」に、「461,000 円」を「494,000 円」に改め、同表 49 の部(2)の款中「26,000 円」を「27,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に、「8,700 円」を「9,000 円」に改め、同部(3)の款中「48,000 円」を「50,000 円」に、「14,000 円」を「15,000 円」に、「68,000 円」を「71,000 円」に、「22,000 円」を「23,000 円」に、「98,000 円」を「101,000 円」に、「35,000 円」を「36,000 円」に、「142,000 円」を「147,000 円」に、「56,000 円」を「58,000 円」に、「212,000 円」を「219,000 円」に、「96,000 円」を「100,000 円」に、「295,000 円」を「305,000 円」に、「149,000 円」を「156,000 円」

に、「384,000 円」を「397,000 円」に、「189,000 円」を「198,000 円」に、「444,000 円」を「460,000 円」に、「205,000 円」を「213,000 円」に、「70,000 円」を「72,000 円」に、「117,000 円」を「120,000 円」に、「29,000 円」を「30,000 円」に、「193,000 円」を「198,000 円」に、「78,000 円」を「80,000 円」に、「255,000 円」を「262,000 円」に、「121,000 円」を「124,000 円」に改め、同部(4)の款中「28,000 円」を「29,000 円」に、「14,000 円」を「15,000 円」に、「40,000 円」を「42,000 円」に、「22,000 円」を「23,000 円」に、「60,000 円」を「61,000 円」に、「35,000 円」を「36,000 円」に、「89,000 円」を「93,000 円」に、「56,000 円」を「58,000 円」に、「140,000 円」を「145,000 円」に、「96,000 円」を「100,000 円」に、「205,000 円」を「213,000 円」に、「149,000 円」を「156,000 円」に、「263,000 円」を「273,000 円」に、「189,000 円」を「198,000 円」に、「295,000 円」を「306,000 円」に、「205,000 円」を「215,000 円」に、「34,000 円」を「36,000 円」に、「62,000 円」を「64,000 円」に、「29,000 円」を「30,000 円」に、「121,000 円」を「124,000 円」に、「78,000 円」を「80,000 円」に、「171,000 円」を「175,000 円」に改め、同部(5)の款中「147,000 円」を「151,000 円」に、「183,000 円」を「187,000 円」に、「19,000 円」を「20,000 円」に、「235,000 円」を「241,000 円」に、「29,000 円」を「30,000 円」に、「346,000 円」を「356,000 円」に、「78,000 円」を「80,000 円」に、「434,000 円」を「445,000 円」に、「121,000 円」を「124,000 円」に、「513,000 円」を「527,000 円」に、「152,000 円」を「156,000 円」に、「592,000 円」を「608,000 円」に、「189,000 円」を「194,000 円」に、「61,000 円」を「65,000 円」に、「77,000 円」を「83,000 円」に、「100,000 円」を「107,000 円」に、「169,000 円」を「182,000 円」に、「225,000 円」を「242,000 円」に、「271,000 円」を「291,000 円」に、「321,000 円」を「345,000 円」に改める。

別表第4の1の部中「80,000 円」を「82,000 円」に改める。

別表第5の1の部中「8,200 円」を「8,400 円」に、「19,000 円」を「20,000 円」に、「38,000 円」を「39,000 円」に、「81,000 円」を「82,000 円」に、「285,000 円」を「286,000 円」に、「26,000 円」を「28,000 円」に、「57,000 円」を「59,000 円」に、「175,000 円」を「177,000 円」に、「237,000 円」を「241,000 円」に、「318,000 円」を「321,000 円」に、「458,000 円」を「460,000 円」に、「80,000 円」を「82,000 円」に、「122,000 円」を「124,000 円」に、「175,000 円」を「178,000 円」に、「243,000 円」を「247,000 円」に、「338,000 円」を「345,000 円」に、「442,000 円」を「457,000 円」に、「606,000 円」を「617,000 円」に、「804,000 円」を「819,000 円」に改め、同表2の部中「9,500 円」を「9,700 円」に改め、同表3の部中「42,000 円」を「43,000 円」に改め、同表4の部中

「23,000 円」を「24,000 円」に改め、同表 5 の部中「6,800 円」を「7,000 円」に、「90,000 円」を「91,000 円」に改める。

別表第 6 の 1 の部中「1,800 円」を「2,400 円」に、「2,400 円」を「2,800 円」に、「2,600 円」を「3,500 円」に、「4,000 円」を「5,300 円」に、「350 円」を「450 円」に、「700 円」を「900 円」に、「1,100 円」を「1,400 円」に、「1,700 円」を「2,200 円」に、「2,700 円」を「3,600 円」に、「4,600 円」を「6,200 円」に、「8,300 円」を「11,500 円」に、「13,000 円」を「18,000 円」に、「19,000 円」を「26,000 円」に、「25,000 円」を「32,500 円」に、「29,000 円」を「37,000 円」に、「41,000 円」を「52,000 円」に、「70,000 円」を「89,000 円」に改め、同表 2 の部中「6,300 円」を「7,000 円」に改める。

別表第 7 の 1 その他の証明手数料の表を次のように改める。

別表第 7（第 2 条関係）

1 その他の証明手数料

事項	区分	金額
1 租税及び公課に関するもの		1 種 1 年度につき 300円
2 所得に関するもの		1 件につき 300円
3 印鑑に関するもの	認可地縁団体に関するものを含む。	1 件につき 350円 (多機能端末機により交付する場合にあっては、200円)
4 住民基本台帳に関するもの	住民票及び戸籍の附票（除票を含む。）の写しの交付	1 件につき 350円 (多機能端末機により交付する場合にあっては、200円)
	住民票及び戸籍の附票（除票を含む。）の写しの記載事項に変更がないことの証明	1 件につき 350円
	住民票及び戸籍の附票（除票を含む。）に記載した事項に関する証明	1 件につき 350円
	届出の受理証明又は届書に記載した事項の証明	1 件につき 350円
	住民票の写しの広域交付	1 件につき 350円

5 土地建物の評価額に関するもの（建物は、1棟を1筆として計算する。）			1筆につき	300円
6 土地建物に関するもの（建物は1棟を1筆として計算する。）			1筆につき	300円
7 身分に関するもの			1件につき	300円
8 営業に関するもの			1件につき	550円
9 農地等に関するもの	現況証明	一団の土地が1筆で構成される場合	1件につき	2,600円
		一団の土地が2筆以上で構成される場合	1件につき	2,600円に、現況証明に係る土地の筆数から1を控除した数に400円を乗じて得た額を加算した額
	その他のもの		1件につき	400円
10 その他のもの			1件につき	400円

別表第7の2 その他許可申請等手数料の表1の2の部中「300円」を「350円」に改め、同表2の部中「340円」を「350円」に改め、同表7の部中「450円」を「500円」に改める。

別表第7の3 その他の閲覧手数料の表3の部中「450円」を「500円」に改める。

（帯広市北愛国交流広場条例の一部改正）

第2条 帯広市北愛国交流広場条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	金額	
	午前	午後

		午前 8 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 6 時まで
展示場	使用料	10,500円	10,500円
	コンセント使用	250円	250円
交流場	使用料	5,400円	5,400円
多目的広場（A）	使用料	13,500円	13,500円
	コンセント盤使用	500円	500円
多目的広場（B）	使用料	13,500円	13,500円
	コンセント盤使用	500円	500円
多目的広場（C）	使用料	11,500円	11,500円
	コンセント盤使用	500円	500円
多目的広場（D）	使用料	12,000円	12,000円
	コンセント盤使用	500円	500円
多目的広場（E）	使用料	8,500円	8,500円
	コンセント盤使用	500円	500円

備考

- 1 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含めるものとする。
- 2 2日以上連続して使用する場合で、午後6時から翌日午前8時までの使用を市長が認めた場合の当該時間の使用に係る使用料は、午前及び午後の使用料の合計額を10で除して得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「1時間使用料」という。）に14を乗じて得た額の10分の1の額とする。
- 3 午前8時前又は午後6時後の使用を市長が認めたときの使用料は、1時間使用料の額に当該使用時間数を乗じて得た額とする。
- 4 照明設備を使用する場合の使用料は、使用料に規則で定める電気料を加えた額とする。
- 5 使用者が入場料、会費、賛助金その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合（入場料等に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）の使用料は、当該使用料に使用者が徴収する入場料等の額に応じ、次の各号に掲げる割合を当該使用料に乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 1,000円を超え3,000円以下の場合 100分の100
 - (2) 3,000円を超える場合 100分の200
- 6 展示場コンセント使用は、1系統1kw以内とする。

7 広場コンセント盤使用は、1 か所 5 k w 以内とする。

(帯広市駅北多目的広場条例の一部改正)

第3条 帯広市駅北多目的広場条例(平成15年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

区分		容量等	金額		
			午前	午後	夜間
			午前8時から 午後1時まで	午後1時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで
多目的広場	使用料	—	5,500円	5,500円	4,400円
	電気料	コンセント 1 か所	200円	200円	150円
	上下水道使用料	給水栓 3 個	300円	300円	250円

備考

- 1 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含めるものとする。
- 2 2 日以上連続して使用する場合で、午後10時から翌日午前8時までの使用を市長が認めた場合の当該時間の使用に係る使用料、電気料及び上下水道使用料は、午前、午後及び夜間の使用料の合計額を14で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「1 時間使用料」という。)に10を乗じて得た額の10分の1の額とする。
- 3 午前8時前又は午後10時後の使用を市長が認めたときの使用料は、1 時間使用料の額に当該使用時間数を乗じて得た額とする。
- 4 使用者が、入場料、会費、その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収して使用する場合(入場料等に段階があるときは、その最高額。以下同じ。)の使用料は、当該使用料に使用者が徴収する入場料等の額に応じ、次に掲げる割合を当該使用料に乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 1,000円を超え3,000円以下の場合 100分の100
 - (2) 3,000円を超える場合 100分の200
- 5 電気コンセントは、最大5 系統(1 系統 2 k w) まで使用できる。

(帯広市駐車場条例の一部改正)

第4条 帯広市駐車場条例(平成8 年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第4 を次のように改める。

別表第4 (第6条関係)

駐車場名	駐車料金		備考
	単位	金額	
帯広市帯広駅北地下駐車場	30分までごとに（障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。以下この表において同じ。）を除く。）	100円	1 最初の30分までは無料とする。 2 24時間までごとに上限額を1,200円とする。
	60分までごとに（障害者）	100円	
	別表第2で定める自動車の出し入れのできる時間外の駐車1回ごとに	500円	
帯広市帯広駅南駐車場	30分までごとに	100円	最初の30分までは無料とする。

別表第5中「10,000円」を「12,000円」に改める。

（帯広市ポロシリ自然公園条例の一部改正）

第5条 帯広市ポロシリ自然公園条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、自然観察体験施設」を削る。

第4条第2項中「自然観察体験施設及び」を削る。

第7条中「及び暖房料」を「、暖房料及び施設使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分			単位又は時間帯		使用料	暖房料	施設利用料
キャンプ場	オートサイト	電源付き	1サイトにつき	休日及びその前日	4,000円	—	1泊1名につき大人400円（小中学生200円）
				上記以外の日	3,500円	—	
		電源なし	1サイトにつき	休日及びその前日	3,000円	—	
				上記以外の日	2,500円	—	
	フリーサイト		1張につき	休日及びその前日	1,500円	—	
				上記以外の日	1,000円	—	

	トレーラーサイト	電源付き	1 サイトにつき	休日及びその前日	4,500円	—	
				上記以外の日	4,000円	—	
自然加工体験施設	研修室		午前9時から正午まで		1,900円	350円	—
			午後1時から午後5時まで		2,500円	350円	—
			午後6時から午後10時まで		3,100円	350円	—

備考

- 1 キャンプ場の使用料は、1泊又は1日の金額とする。
- 2 暖房料は、通気する場合に徴収する。
- 3 「休日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びお盆（8月8日から8月16日）をいう。
- 4 大人とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。
- 5 幼児（小学校入学前の者）の施設使用料は、無料とする。

（帯広市八千代公共育成牧場条例の一部改正）

第6条 帯広市八千代公共育成牧場条例（昭和52年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分			単位	帯広市内家畜	帯広市外家畜	備考
放牧料	牛	6月齢以上のもの	1日1頭につき	300円	470円	牧場に放牧する場合
		6月齢未満のもの		150円	300円	
	馬	12月齢以上のもの		390円	620円	
		12月齢未満のもの		120円	190円	
舎飼料	牛			700円	1,170円	牧場の舎飼施設で育成する場合
人工授精等捕獲料			使用許可期間中1頭につき	2,750円	4,310円	

(とかち大平原交流センター条例の一部改正)

第7条 とかち大平原交流センター条例(平成17年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

区分		使用料	暖房料
研修室1	1時間につき	100円	100円
研修室2	1時間につき	100円	100円
多目的交流室1	1時間につき	150円	150円
多目的交流室2	1時間につき	150円	150円
調理実習室	1時間につき	150円	100円

備考

- 1 暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。

(帯広市畜産研修センター条例の一部改正)

第8条 帯広市畜産研修センター条例(昭和61年条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

区分		使用料	暖房料
研修室(大)	1時間につき	450円	350円
研修室(和室)	1時間につき	200円	150円
宿泊施設 (1人1泊につき)	一般	2,700円	400円
	中学生	1,900円	
	小学生	1,400円	
羊毛加工施設	洗毛作業時	1人1時間につき	—
	洗毛作業時以外	1人1時間につき	100円

備考

- 1 暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。

(帯広市生活館条例の一部改正)

第9条 帯広市生活館条例(平成10年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「一般使用による使用料」を「一般使用による使用料、冷房料」に改め

る。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分		使用料	冷房料	暖房料
会議室	1時間につき	150円	—	100円
大会議室	1時間につき	350円	—	250円
多目的室1	1時間につき	200円	100円	150円
多目的室2	1時間につき	200円	100円	150円
多目的室3 (調理機能使用時)	1時間につき	500円	—	350円
多目的室3 (調理機能不使用時)	1時間につき	200円	—	150円
備考 1 冷房の通気期間は、7月1日から8月31日までとし、また、暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。				

(帯広市グリーンプラザ条例の一部改正)

第10条 帯広市グリーンプラザ条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「定める使用料」を「定める使用料、冷房料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分		使用料	冷房料	暖房料
集会室A	1時間につき	400円	150円	250円
集会室B	1時間につき	350円	100円	200円
会議室A	1時間につき	200円	—	150円

備考

- 1 冷房の通気期間は、7月1日から8月31日までとし、また、暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。

(森の交流館・十勝条例の一部改正)

第11条 森の交流館・十勝条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分				金額	
				使用料	暖房料
個人使用	多目的ホール	1人1回につき	大人	250円	—
			高齢者	150円	—
			高校生	150円	—
専用使用	多目的ホール	1時間につき		450円	400円
	茶室	1時間につき		300円	250円
	調理室	1時間につき		550円	300円
備考					
1 暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。					
2 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。					
3 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。					
4 前項の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。					

（帯広市保健福祉センター条例の一部改正）

第12条 帯広市保健福祉センター条例（平成17年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		金額		
		使用料	冷房料	暖房料
会議室	1時間につき	450円	—	200円
視聴覚室	1時間につき	650円	200円	400円
多目的ホール	1時間につき	1,100円	350円	700円
調理実習室	1時間につき	700円	200円	400円

備考

- 1 冷房の通気期間は、7月1日から8月31日までとし、また、暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。

（帯広市健康増進センター条例の一部改正）

第13条 帯広市健康増進センター条例（平成6年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2（第7条関係）

区分		午前	午後	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
健康増進室	使用料	2,100円	2,800円	2,100円
	暖房料	1,200円	1,600円	1,200円
備考				
1 暖房の通気期間は、10月20日から翌年 4 月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。 2 時間区分を延長して使用することを許可された場合の当該延長時間に係る使用料等は、当該延長時間 1 時間につき、午後 1 時から午後 5 時まで使用の場合の額を 4 で除して得た額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間として計算する。				

（帯広市休日夜間急病センター条例の一部改正）

第14条 帯広市休日夜間急病センター条例（昭和53年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,890円」を「2,000円」に、「3,360円」を「3,600円」に、「735円」を「850円」に改める。

（帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第15条 帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「14,400円」を「14,500円」に改める。

別表し尿処理手数料の部中「600円」を「700円」に、「300円」を「350円」に改める。

（帯広市火葬場条例の一部改正）

第16条 帯広市火葬場条例（昭和32年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書を削る。

別表中 1 火葬場使用料の表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

1 火葬場使用料

区分		金額
市内住民	6 歳未満（死産児を含む。）	8,000円
	6 歳以上14歳未満	10,000円
	14歳以上	12,000円
市外住民	6 歳未満（死産児を含む。）	30,000円
	6 歳以上14歳未満	40,000円

	14歳以上	50,000円
--	-------	---------

別表中 2 焼却使用料の表中「800円」を「1,000円」に改める。

(帯広市児童会館条例の一部改正)

第17条 帯広市児童会館条例（平成17年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第2項中「使用料」を「使用料及び暖房料（以下「使用料等」という。）」に改め、同条第3項中「使用料」を「使用料等」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

単位				金額	
宿泊料	宿泊室（１人１泊につき）			円	
			大人（高齢者を含む。）	1,400	
			高校生	900	
			小中学生	400	
	暖房料（１人１泊につき）			200	
入場料	１人１回につき	展示室	個人	大人	200
				高齢者	100
				高校生	100
			団体等	大人	160
				高齢者	80
				高校生	80
		プラネタリウム	個人	大人	200
				高齢者	100
				高校生	100
			団体等	大人	160
				高齢者	80
				高校生	80
	通年入場券			大人	750
				高齢者	400
				高校生	400
	共通利用券			大人	900

		高齢者	450
		高校生	450
	共通通年入場券	大人	1,600
		高齢者	800
		高校生	800
第 1 講	使用料	1 時間につき	400
堂	暖房料	1 時間につき	200
実習室	使用料	1 時間につき	200
	暖房料	1 時間につき	100
備考			
1 暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実情に応じ必要があるときは、通気することができる。 2 宿泊室、第1講堂及び実習室の使用対象は、児童、生徒、青少年団体及び教育委員会が認める団体とする。 3 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。 4 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の入場料は、無料とする。 5 前項の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の入場料は、無料とする。 6 団体等とは、10名以上の有料入場者で構成されているものその他これに類するものとして教育委員会が別に定めるものをいう。 7 通年入場券は、最初に入場した日から1年間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。 8 共通利用券は、1枚につき各施設（動物園、児童会館及び百年記念館）1回の利用とする。 9 共通通年入場券は、最初に入場した日から1年間有効とし、交付を受けた者に限り各施設（動物園、児童会館及び百年記念館）を利用することができる。 10 通年入場券、共通利用券及び共通通年入場券は、展示室及びプラネタリウムに入場することができる。			

（帯広百年記念館条例の一部改正）

第18条 帯広百年記念館条例（昭和57年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1（第5条関係）

単位			観覧料		
			大人	高齢者	高校生
常設展示室	個人	1人1回につき	円 450	円 250	円 250

	団体等	1 人 1 回につき	360	200	200
	通年利用券		800	400	400
	共通利用券		900	450	450
	共通通年入場券		1, 600	800	800
特別展示室		1 人 1 回につき	1, 300円以内で市長が定める額		
備考					
1 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。					
2 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の常設展示室の観覧料は、無料とする。					
3 前項の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が 3 級から 6 級までのものを除く。）1 名につき介護者 1 名の常設展示室の観覧料は、無料とする。					
4 団体等とは、10名以上の有料入館者で構成されているものその他これに類するものとして教育委員会が別に定めるものをいう。					
5 共通利用券は、1 枚につき各施設（動物園、児童会館及び百年記念館）1 回の利用とする。					
6 通年利用券は、最初に利用した日から 1 年間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。					
7 共通通年入場券は、最初に利用した日から 1 年間有効とし、交付を受けた者に限り各施設（動物園、児童会館及び百年記念館）を利用することができる。					

別表2を次のように改める。

別表2（第5条関係）

単位		金額	
		使用料	暖房料
		円	円
1号室	1時間につき	600	350
2号室	1時間につき	900	500
3号室	1時間につき	700	400
4号室	1時間につき	950	500
特別展示室 半室	午前9時から 午後10時まで	6,000	3,500
特別展示室 全室	午前9時から 午後10時まで	12,000	7,000
備考			
1 暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。			

(帯広市民文化ホール条例の一部改正)

第19条 帯広市民文化ホール条例（昭和63年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用時間		午前	午後	夜間
室名		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
大ホール	使用料	円 32,000	円 42,000	円 52,000
	暖房料	18,000	24,000	24,000
小ホール	使用料	14,000	19,000	24,000
	暖房料	11,000	14,000	14,000
第1楽屋	使用料	1,100	1,300	1,800
	暖房料	650	900	900
第2楽屋	使用料	500	600	900
	暖房料	400	550	550
第3楽屋	使用料	600	800	1,000
	暖房料	400	550	550
第4楽屋	使用料	650	900	1,100
	暖房料	400	550	550
第5楽屋	使用料	250	250	350
	暖房料	200	250	250
リハーサル室	使用料	1,000	1,300	1,800
	暖房料	650	900	900
第1練習室	使用料	300	450	550
	暖房料	200	300	300
第2練習室	使用料	450	550	800
	暖房料	300	350	350
第3練習室	使用料	500	600	800
	暖房料	300	350	350
第4練習室	使用料	500	600	800

	暖房料	300	350	350
第 5 練習室	使用料	500	600	800
	暖房料	300	350	350
特別会議室	使用料	2, 200	2, 900	3, 800
	暖房料	1, 500	2, 000	2, 000
第 1 会議室	使用料	800	1, 000	1, 400
	暖房料	600	800	800
第 2 会議室	使用料	800	1, 000	1, 400
	暖房料	600	800	800

備考

- 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大ホール及び小ホール（以下「大ホール等」という。）を使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 1, 000円を超える入場料、会費、賛助金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を文化ホールに入場する者から徴して大ホール等を使用する場合の使用料は、当該使用料に使用者が徴する入場料等の額の区分に応じ、次の各号に掲げる割合を当該使用料に乗じて得た額を加算した額とする。
 - 1, 000円を超え2, 000円以下の場合 100分の100
 - 2, 000円を超え3, 000円以下の場合 100分の150
 - 3, 000円を超え4, 000円以下の場合 100分の200
 - 4, 000円を超え5, 000円以下の場合 100分の250
 - 5, 000円を超える場合 100分の300
- 前項に規定する場合を除くほか、営利活動のために使用する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 第 1 項に規定する日に第 2 項又は前項に規定する使用の場合におけるそれぞれの計算の基礎となる使用料は、第 1 項の規定による加算をした額とする。
- 第 2 項及び第 3 項の使用に係る練習及び準備（以下「練習等」という。）のため使用するときは、第 2 項又は第 3 項の規定は適用しない。
- 練習等（第 2 項及び第 3 項の使用に係る練習等並びに公演の日に引続く練習等を除く。）のため、大ホール等を使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の50の額とし、ステージ（舞台）のみを使用する場合の使用料は、1 時間までごとにつき、大ホールは3, 000円、小ホールは1, 500円とする。
- 時間区分を延長して使用することを許可された場合の当該延長時間に係る使用料は、当該延長時間 1 時間までごとにつき、当該使用の午前、午後及び夜間の使用料の合計額を11で除して得た額の100分の120の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 大ホール等における前項の延長時間の計算の基礎となる使用料は、当該使用の日及び当該使用の目的に応ずるそれぞれの加算規定を適用した額とする。
- 時間を繰り上げて使用する場合には、前 2 項の規定を準用する。
- 暖房の通気期間は、10月20日から翌年 4 月 30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。
- 冷房は、実状に応じ通気するものとし、通気したときは、暖房料と同額を徴収す

る。
12 備付物件以外の電気器具を使用したときは、その実費を徴収する。

(おびひろグリーンステージ条例の一部改正)

第20条 おびひろグリーンステージ条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
ステージ	4,200円	4,200円	5,000円
電源使用	200円	200円	200円
備考			
1 電源使用は、1キロワットまでごととする。 2 営利活動のために使用する場合のステージ使用料は、当該使用料に当該使用料の100分の100に相当する額を加算した額とする。 3 時間区分を延長して使用することを許可された場合の当該延長時間に係る使用料は、当該延長時間1時間までごとにつき、当該使用の午前、午後及び夜間の使用料の合計額を12で除して得た額の100分の120の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。また、時間を繰り上げて使用する場合も同様とする。			

(帯広市民ギャラリー条例の一部改正)

第21条 帯広市民ギャラリー条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「8,700円」を「11,000円」に、「3,900円」を「5,000円」に、「1,900円」を「2,400円」に改め、同表備考第5項を削り、同表備考第6項を同表備考第5項とし、同表備考第7項を同表備考第6項とする。

(帯広市学校開放事業施設使用料条例の一部改正)

第22条 帯広市学校開放事業施設使用料条例（平成16年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	単位	金額	
屋内運動場	1時間につき		円
		使用料	300
		暖房料	400

屋内水泳プール	個人使用	1 人 1 回につき	大人	400
			高齢者	200
			高校生	200
		回数券（6 枚つづり）	大人	2,000
			高齢者	1,000
			高校生	1,000
		1 か月券	大人	4,000
			高齢者	2,000
			高校生	2,000
特別教室等	1 時間につき	使用料	100	
		冷房料	100	
		暖房料	150	
備考				
1 スポーツ少年団の屋内運動場の使用は、無料とする。				
2 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。				
3 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。				
4 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。				
5 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の屋内水泳プールの個人使用は、無料とする。				
6 前項の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名は屋内水泳プールの個人使用は、無料とする。				
7 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。				

（帯広市動物園条例の一部改正）

第23条 帯広市動物園条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

単位			金額		
			大人	高齢者	高校生
入園料	1 人 1 回につき	個人	500円	250円	250円
		団体等	400円	200円	200円
	通年入園券		900円	450円	450円

	共通利用券		900円	450円	450円
	共通通年入場券		1,600円	800円	800円
有料遊具	1人1回につき		300円以内		
	回数券	100円11枚綴	1,000円		
	1日券	1人1日につき	1,200円		
附属施設	1平方メートル1月につき		2,030円以内		
施設の設置	1平方メートル1月につき		10円以上1,010円以内		
備考					
1 冬期間（教育委員会が別に定める期間をいう。）使用できる施設は、教育委員会 が認める施設とする。					
2 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。					
3 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害 者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをい う。）の入園料は、無料とする。					
4 前項の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級 までのものを除く。）1名につき介護者1名の入園料は、無料とする。					
5 団体等とは、10名以上の有料入園者で構成されているものその他これに類する ものとして教育委員会が別に定めるものをいう。					
6 共通利用券は、1枚につき各施設（動物園、児童会館及び百年記念館）1回の利 用とする。					
7 通年入園券は、最初に入園した日から1年間有効とし、交付を受けた者に限り利 用することができる。					
8 共通通年入場券は、最初に入園した日から1年間有効とし、交付を受けた者に限 り各施設（動物園、児童会館及び百年記念館）を利用することができる。					
9 北海道内の動物園その他の施設で教育委員会が別に定めるものが発行する有効 な通年入園券（これに類するものを含む。）の提示があった場合の入園料は、その 提示した者に限り団体等の金額を適用する。					

（帯広市定住交流センター条例の一部改正）

第24条 帯広市定住交流センター条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分		金額		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
アトリウム	使用料	11,500円	14,500円	14,500円
	冷房料	2,700円	3,600円	3,600円

	暖房料	5,400円	7,200円	7,200円
大集会室	使用料	6,300円	8,400円	8,400円
	冷房料	1,600円	2,100円	2,100円
	暖房料	3,100円	4,200円	4,200円
ギャラリー	使用料	3,100円	4,200円	4,200円
	冷房料	800円	1,100円	1,100円
	暖房料	1,600円	2,100円	2,100円
アートスタジオ	使用料	1,600円	2,100円	2,100円
	冷房料	400円	500円	500円
	暖房料	800円	1,000円	1,000円
音楽スタジオ オ1	使用料	1時間につき		600円
	冷房料	1時間につき		150円
	暖房料	1時間につき		300円
音楽スタジオ オ2	使用料	1時間につき		350円
	冷房料	1時間につき		100円
	暖房料	1時間につき		200円
音響調整室	使用料	1時間につき		300円
	冷房料	1時間につき		50円
	暖房料	1時間につき		100円
備考				
1 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にアトリウム及び大集会室並びにギャラリー（以下「アトリウム等」という。）を使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。				
2 アトリウム等を使用者が入場料、会費、賛助金その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合（入場料等の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）の使用料は、当該使用料に使用者が徴する入場料等の額の区分に応じ、次の各号に掲げる割合を当該使用料に乗じて得た額を加算した額とする。				
(1) 1,000円を超え3,000円以下の場合 100分の100				
(2) 3,000円を超える場合 100分の200				
3 前項に規定する場合を除くほか、営利活動のために使用する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の100分の100に相当する額を加算した額とする。				
4 第1項に規定する日に第2項又は前項に規定する使用の場合におけるそれぞれの計算の基礎となる使用料は、第1項の規定による加算をした額とする。				
5 第2項及び第3項に規定する使用の場合にあつて、練習及び準備（以下「練習等」という。）のため使用するときは、第2項又は第3項の規定は適用しない。				

6	練習等（第2項及び第3項に規定する使用に係る練習等並びに公演の日に引続く練習等を除く。）のため、アトリウム等を使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の50の額とする。
7	大集会室を2区分し、その1区分を使用する場合の使用料等は、当該使用料等の2分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
8	音響調整室を音楽スタジオ1又は音楽スタジオ2と併用して専用使用する場合にあつては、音響調整室の使用料等は、徴収しない。
9	時間区分を延長して使用することを許可された場合の当該延長時間に係る使用料は、当該延長時間1時間までごとに、当該使用の午前、午後及び夜間の使用料の合計額を11で除して得た額の100分の120の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
10	アトリウム等における前項の延長時間の計算の基礎となる使用料は、当該使用の日及び当該使用の目的に応ずるそれぞれの加算規定を適用した額とする。
11	時間を繰り上げて使用する場合には、前2項の規定を準用する。
12	アトリウムを4日以上継続して使用する場合の4日以降の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。（計算の基礎となる使用料は、当該使用の日及び当該使用の目的に応ずるそれぞれの加算規定を適用した額とする。）
13	アトリウムを第2項及び第3項に規定する使用以外で、別に定める事由により使用する場合の使用料等は、当該使用料等の2分の1以内の額の範囲内で、市長が別に定める。
14	冷房の通気期間は、7月1日から8月31日までとし、また、暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。
15	備付物件以外の電気器具を使用したときは、その実費を徴収する。

（帯広市生涯学習センター条例の一部改正）

第25条 帯広市生涯学習センター条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分			金額		
			午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
専 用 使 用	トレーニング ルーム	使用料	2,600円	3,400円	3,400円
		冷房料	650円	850円	850円
		暖房料	1,300円	1,700円	1,700円
	軽運動室	使用料	3,300円	4,400円	4,400円
		冷房料	800円	1,100円	1,100円
		暖房料	1,600円	2,200円	2,200円
	フィットネ	使用料	2,600円	3,400円	3,400円

スタジオ	冷房料	650円	850円	850円
	暖房料	1,300円	1,700円	1,700円
コンピューター タールーム	使用料	2,700円	3,600円	3,600円
	冷房料	700円	900円	900円
	暖房料	1,400円	1,800円	1,800円
和室301	使用料	750円	1,000円	1,000円
	冷房料	200円	250円	250円
	暖房料	350円	450円	450円
和室302	使用料	650円	850円	850円
	冷房料	150円	200円	200円
	暖房料	300円	400円	400円
和室303	使用料	650円	850円	850円
	冷房料	150円	200円	200円
	暖房料	300円	400円	400円
茶室	使用料	1,050円	1,400円	1,400円
	冷房料	150円	200円	200円
	暖房料	300円	400円	400円
レインボー ホール	使用料	10,500円	14,000円	14,000円
	冷房料	2,700円	3,500円	3,500円
	暖房料	5,300円	7,000円	7,000円
視聴覚室	使用料	3,100円	4,200円	4,200円
	冷房料	800円	1,100円	1,100円
	暖房料	1,600円	2,100円	2,100円
講習室401	使用料	1時間につき 650円		
	冷房料	1時間につき 150円		
	暖房料	1時間につき 300円		
調理室	使用料	1時間につき 900円		
	冷房料	1時間につき 200円		
	暖房料	1時間につき 400円		
講習室402	使用料	1時間につき 650円		
	冷房料	1時間につき 150円		

	講習室403	暖房料	1 時間につき	300円	
		使用料	1 時間につき	350円	
		冷房料	1 時間につき	100円	
		暖房料	1 時間につき	200円	
	特別会議室	使用料	1 時間につき	900円	
		冷房料	1 時間につき	200円	
		暖房料	1 時間につき	400円	
	会議室304	使用料	1 時間につき	650円	
		冷房料	1 時間につき	150円	
		暖房料	1 時間につき	300円	
	会議室305	使用料	1 時間につき	250円	
		冷房料	1 時間につき	100円	
		暖房料	1 時間につき	150円	
	研修室306	使用料	1 時間につき	350円	
		冷房料	1 時間につき	100円	
		暖房料	1 時間につき	200円	
	研修室307	使用料	1 時間につき	350円	
		冷房料	1 時間につき	100円	
		暖房料	1 時間につき	200円	
	多目的室	使用料	1 時間につき	250円	
		冷房料	1 時間につき	100円	
		暖房料	1 時間につき	150円	
	個 人 使 用	トレーニング グループ	大人	1 人 1 回につき	200円
				回数券(6 枚つづり)	1,000円
軽運動室		高齢者	1 人 1 回につき	100円	
			回数券(6 枚つづり)	500円	
フィットネ ススタジオ		高校生	1 人 1 回につき	100円	
			回数券(6 枚つづり)	500円	
シャワー使用料		1 人 1 回につき	100円		
体力診断機器使用 料		1 人 1 回につき	200円		

備考

- 1 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にレインボーホールを使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 2 レインボーホールを使用者が入場料、会費、賛助金その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合（入場料等の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）の使用料は、当該使用料に使用者が徴収する入場料等の額の区分に応じ、次の各号に掲げる割合を当該使用料に乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 1,000円を超え3,000円以下の場合 100分の100
 - (2) 3,000円を超える場合 100分の200
- 3 前項に規定する場合を除くほか、営利活動のために使用する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 4 第1項に規定する日に第2項又は前項に規定する使用の場合におけるそれぞれの計算の基礎となる使用料は、第1項の規定による加算をした額とする。
- 5 第2項及び第3項に規定する使用の場合にあつて、練習及び準備（以下「練習等」という。）のため使用するときは、第2項又は第3項の規定は適用しない。
- 6 練習等（第2項及び第3項に規定する使用に係る練習等並びに公演の日に引続く練習等を除く。）のため、レインボーホールを使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の50の額とし、ステージ（舞台）のみを使用する場合の使用料等は1時間までごとにつき、使用料750円とし、冷房料及び暖房料は、別に定める。
- 7 軽運動室を専用使用する場合にあつて、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合は、当該使用料等は全額徴収する。ただし、使用面積が総面積の2分の1以下の場合の使用料等は、当該使用料等の2分の1の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 8 時間区分を延長して使用することを許可された場合の当該延長時間に係る使用料は、当該延長時間1時間までごとにつき、当該使用の午前、午後及び夜間の使用料の合計額を11で除して得た額の100分の120の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 9 レインボーホールにおける前項の延長時間の計算の基礎となる使用料は、当該使用の日及び当該使用の目的に応ずるそれぞれの加算規定を適用した額とする。
- 10 時間を繰り上げて使用する場合には、前2項の規定を準用する。
- 11 冷房の通気期間は、7月1日から8月31日までとし、また、暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。
- 12 備付物件以外の電気器具を使用した時は、その実費を徴収する。
- 13 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。
- 14 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）は、無料とする。
- 15 前項の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名は、無料とする。

（帯広市体育施設条例の一部改正）

第26条 帯広市体育施設条例（昭和59年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表3(1)帯広市総合体育館の表を次のように改める。

別表3（第6条関係）

(1)帯広市総合体育館

単位				使用料
個人使用	メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、スタジオ、ランニングコース及びトレーニング室	1人1回につき		円
			大人	400
			高齢者	200
			高校生	200
		回数券（6枚つづり）	大人	2,000
			高齢者	1,000
			高校生	1,000
		1か月券	大人	4,000
			高齢者	2,000
			高校生	2,000
専用使用	メインアリーナ	1時間につき	アマチュアスポーツに使用する 場合	大人（高齢者を含む。） 4,600
			高校生	3,700
			小中学生	3,300
			その他の催物に使用する 場合	12,000
	サブアリーナ	1時間につき	アマチュアスポーツに使用する 場合	大人（高齢者を含む。） 1,500
			高校生	1,200
			小中学生	1,100
			その他の催物に使用する 場合	4,000
	多目的室	1時間につき		1,300
	スタジオ	1時間につき		1,300
	研修室	1時間につき		700
	会議室	1時間につき		400
	放送・記録室	1時間につき		600
	放送設備	1時間につき		600
備考				
1 入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず現金又は使用者が発行する入場券、整理券その他これに類するものを入館するものから徴収して使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の100を加算する。				

- 2 営利を目的とする場合は、当該使用料に当該使用料の100分の200を加算する。
- 3 特殊電気設備を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 5 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 6 メインアリーナを専用する場合であって、その使用面積が総面積の3分の2を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が3分の1を超え、3分の2以下の場合の使用料は、当該使用料の3分の2の額、使用面積が3分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の3分の1の額とする。
- 7 サブアリーナを専用する場合であって、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が2分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 8 スタジオを専用する場合であって、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が2分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 9 研修室を専用する場合であって、その使用面積が総面積の4分の3を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が4分の2を超え、4分の3以下の場合の使用料は、当該使用料の4分の3の額、使用面積が4分の1を超え、4分の2以下の場合の使用料は、当該使用料の4分の2の額、使用面積が4分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の4分の1の額とする。
- 10 会議室を専用する場合であって、その使用面積が総面積の2分の1を超える場合の使用料は、全額を徴収し、その使用面積が2分の1以下の場合の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 11 高齢者とは、利用日現在満65歳以上の者をいう。
- 12 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定される者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するものをいう。）の個人使用は、無料とする。
- 13 前項の障害者（身体障害者手帳のみを所持する者で障害の等級が3級から6級までのものを除く。）1名につき介護者1名の個人使用は、無料とする。
- 14 1か月券は、発行した日から1月間有効とし、交付を受けた者に限り利用することができる。
- 15 開館時間を超えて専用使用する場合は、当該使用料に当該使用料の100分の20（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を加算する。

別表3(2)帯広の森陸上競技場の表中「190」を「250」に、「90」を「150」に、「950」を「1,250」に、「450」を「750」に、「2,280」を「2,500」に、「1,080」を「1,500」に、「2,400」を「2,600」に、「1,550」を「2,000」に、「1,300」を「1,600」に、「500」を「600」に改め、同表備考第8項中「前号」を「前項」に改める。

別表3(3)帯広の森屋内スピードスケート場の表スケートリンクの部中「800」を「1,000」に、「400」を「500」に、「4,000」を「5,000」に、「2,000」を「2,500」に、「9,600」を「10,000」に、「4,800」を「5,000」に、「200」を「250」に、「1,000」を「1,250」に、「2,400」を「2,500」に、「13,500」を「17,500」に、「15,000」を「19,500」に、「12,000」

を「15,500」に改め、同表中地多目的広場の部中「1,600」を「2,000」に、「800」を「1,000」に、「400」を「500」に、「7,200」を「9,000」に改め、同表健康増進多目的室（ランニング走路を含む。）の部中「200」を「250」に、「100」を「150」に、「130」を「150」に、「1,000」を「1,250」に、「500」を「750」に、「650」を「750」に、「2,400」を「2,500」に、「1,200」を「1,500」に、「1,560」を「1,500」に改め、同表研修室・会議室の部中「200」を「250」に改め、同表暖房料の部中「100」を「150」に改め、同表放送設備の部中「500」を「600」に改め、同表備考第7項を削り、同表備考第8項を同表備考第7項とし、同表備考第9項中「障害者基本法」の次に「(昭和45年法律第84号)」を加え、同項を同表備考第8項とし、同表備考第10項中「前号」を「前項」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第11項を同表備考第10項とし、同表備考第12項を同表備考第11項とし、同表備考第13項を同表備考第12項とする。

別表3(4)帯広の森体育館の表個人使用の部中「180」を「200」に、「90」を「100」に、「900」を「1,000」に、「450」を「500」に、「1,800」を「2,000」に改め、同表専用使用の部中「1,800」を「2,200」に、「1,600」を「1,800」に、「1,400」を「1,500」に、「7,000」を「9,000」に、「360」を「500」に、「300」を「400」に、「260」を「350」に、「2,300」を「2,900」に、「200」を「250」に改め、同表暖房料の部中「1,500」を「1,700」に、「300」を「350」に、「100」を「150」に改め、同表備考第8項を削り、同表備考第9項を同表備考第8項とし、同表備考第10項を同表備考第9項とし、同表備考第11項中「前号」を「前項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第12項を同表備考第11項とし、同表備考第13項を同表備考第12項とする。

別表3(5)帯広の森アイスアリーナの表中「470」を「600」に、「230」を「300」に、「2,350」を「3,000」に、「1,150」を「1,500」に、「5,640」を「6,000」に、「2,760」を「3,000」に、「4,900」を「6,300」に、「2,450」を「3,100」に、「1,350」を「1,700」に、「35,750」を「46,000」に、「200」を「250」に、「100」を「150」に改め、同表備考第7項を削り、同表備考第8項を同表備考第7項とし、同表備考第9項を同表備考第8項とし、同表備考第10項中「前号」を「前項」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第11項を同表備考第10項とし、同表備考第12項を同表備考第11項とする。

別表3(6)帯広の森第二アイスアリーナの表中「470」を「600」に、「230」を「300」に、「2,350」を「3,000」に、「1,150」を「1,500」に、「5,640」を「6,000」に、「2,760」を「3,000」に、「4,900」を「6,300」に、「2,450」を「3,100」に、「1,350」を「1,700」に、「35,750」を「46,000」に、「950」を「1,200」に、「500」を「650」に、「250」を「400」に改め、同表備考第9項中「前号」を「前項」に改める。

別表 3(7)帯広の森スポーツセンター 体育館として使用する場合は表個人使用の部中「180」を「200」に、「90」を「100」に、「900」を「1,000」に、「450」を「500」に、「1,800」を「2,000」に改め、同表専用使用の部中「1,800」を「2,200」に、「1,600」を「1,800」に、「1,400」を「1,500」に、「7,000」を「9,000」に、「200」を「250」に改め、同表備考第9項中「前号」を「前項」に改める。

別表 3(7)帯広の森スポーツセンター アイススケート場として使用する場合は表個人使用の部中「470」を「600」に、「230」を「300」に、「2,350」を「3,000」に、「1,150」を「1,500」に、「5,640」を「6,000」に、「2,760」を「3,000」に改め、同表専用使用の部中「4,900」を「6,300」に、「2,450」を「3,100」に、「1,350」を「1,700」に、「35,750」を「46,000」に、「200」を「250」に改め、同表暖房料の部中「100」を「150」に改め、同表備考第7項を削り、同表備考第8項を同表備考第7項とし、同表備考第9項を同表備考第8項とし、同表備考第10項中「前号」を「前項」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第11項を同表備考第10項とし、同表備考第12項を同表備考第11項とする。

別表 3(8)帯広の森野球場の表中「2,600」を「3,000」に、「1,450」を「1,800」に、「1,150」を「1,400」に、「26,000」を「30,000」に、「200」を「250」に、「100」を「150」に、「500」を「600」に改める。

別表 3(9)帯広の森市民プールの表個人使用の部中「400」を「500」に、「200」を「250」に、「2,000」を「2,500」に、「1,000」を「1,250」に、「4,800」を「5,000」に、「2,400」を「2,500」に改め、同表専用使用の部中「15,000」を「19,500」に、「10,000」を「13,000」に、「5,000」を「6,500」に、「1,000」を「1,300」に、「2,800」を「3,400」に、「1,500」を「1,900」に改め、同表会議室の部中「200」を「300」に改め、同表備考第9項中「前号」を「前項」に改める。

別表 3(10)帯広の森弓道場・アーチェリー場の表弓道場の部中「200」を「300」に、「100」を「150」に、「1,000」を「1,500」に、「500」を「750」に、「2,400」を「3,000」に、「1,200」を「1,500」に、「650」を「800」に、「550」を「700」に、「450」を「550」に、「200」を「300」に改め、同表アーチェリー場の部中「130」を「200」に、「60」を「100」に、「650」を「1,000」に、「300」を「500」に、「1,560」を「2,000」に、「720」を「1,000」に、「420」を「550」に、「340」を「450」に、「250」を「350」に、「200」を「300」に改め、同表備考第10項中「障害者基本法」の次に「(昭和45年法律第84号)」を加え、同表備考第11項中「前号」を「前項」に改める。

別表 3(11)帯広の森テニスコートの表コートの項中「210円」を「250円」に、「140円」を「150円」に、「70円」を「100円」に改め、同表会議室の項中「200円」を「250円」に

改め、同表放送設備の項中「200円」を「300円」に改める。

別表3(12)帯広の森球技場の表中「1,550」を「1,800」に、「1,050」を「1,300」に、「750」を「950」に、「200」を「300」に改める。

別表3(13)帯広の森研修センターの表個人使用の部中「180」を「200」に、「90」を「100」に、「900」を「1,000」に、「450」を「500」に、「1,800」を「2,000」に改め、同表宿泊室の部中「1,800」を「2,300」に、「1,400」を「1,800」に、「1,000」を「1,300」に改め、同表浴室の部中「120」を「150」に改め、同表研修室の部中「200」を「250」に改め、同表和室A B Cの部中「100」を「150」に改め、同表和室D E F Gの部中「60」を「100」に改め、同表暖房料の部中「400」を「500」に、「100」を「150」に、「60」を「100」に改め、同表備考第8項を削り、同表備考第9項を同表備考第8項とし、同表備考第10項を同表備考第9項とし、同表備考第11項中「前号」を「前項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第12項を同表備考第11項とする。

別表3(14)帯広の森平和球場の表中「700」を「900」に、「450」を「600」に、「350」を「500」に、「200」を「300」に改める。

別表3(15)帯広市南町テニスコートの表中「210円」を「250円」に、「140円」を「150円」に、「70円」を「100円」に、「200円」を「300円」に改める。

別表3(16)自由が丘公園庭球場の表中「210円」を「250円」に、「140円」を「150円」に、「70円」を「100円」に、「200円」を「300円」に改める。

別表3(17)伏古別公園野球場の表中「700」を「900」に、「450」を「600」に、「350」を「500」に、「1,100」を「1,400」に、「200」を「300」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各手数料の規定又は各公の施設の使用料の規定は、令和9年4月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の各公の施設の使用料の規定のうち、回数券その他の前払いにより券を購入するもの（以下「回数券等」という。）に係るものについては、適用日以後に購入する回数券等に係る使用料について適用し、適用日前に購入する回数券等に係る使用料については、なお従前の例による。

- 4 第2項及びこの条例による改正後の各公の施設の使用料の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に許可を受けた適用日以後の公の施設の使用に係る使用料については、この条例による改正後の使用料の額とこの条例による改正前の使用料の額とを比較して少額のものとするを基本に、当該各公の施設の設置者が別に定める。